

第5次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言1 包装・レジ袋及び燃やせないごみ収集回数の削減を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無駄を省いたエコライフを追求する札幌市民への意識向上を図る。 ・レジ袋・包装紙・紙袋等を大きさに分けて、有料化する。 ・買い物時の入れ物として、マイバッグ（再生品）、風呂敷等のごみとならない入れ物の普及と推進。 ・お店の協力によるマイバッグ持参者への優遇拡大を推進する。 ・「No包装Day」「簡易包装週間」等のイベントによる啓蒙を行う。 ・使い捨て容器の購入を削減し、詰め替え用品等で容器類の再使用を推進する。 ・包装・レジ袋削減の具体性、実効性等を検討するために、ステークホルダー（利害関係者）会議を設置し、市民、事業者、行政の理解・協働を推進する。その中で、環境教育の在り方やごみの減量に取り組んでいるお店を表彰する制度の導入など、様々な推進策を協議する。 	<p>ごみを減らすための指針として、リフーズ（発生抑制）を第1とする4Rの推進を掲げ、普及啓発冊子「さっぽろGOMIマガジン」において、簡易包装の推進やマイバッグの利用等について実践に結びつくように具体的アイデアも掲載し、詳しく紹介したほか、出前講座や各種イベント等を通して普及に努めた。マイバッグキャンペーンや各種パネル展示、イベントにおけるオリジナルマイバッグ作りを通じてレジ袋削減について普及啓発を行った。また、北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会など、各種の機会を捉えて、事業者へレジ袋有料化の取組みへの協力を呼びかけた。これを受けて、平成20年5月21日に札幌東急ストアとレジ袋削減に向けた三者協定を締結し、6月20日より福井店において有料化の実証実験が開始された。また、取組みの拡大を図るべく8月8日にスーパー等の事業者、市民団体を対象に懇談会を開催したところ、10月以降のレジ袋有料化に向けて、10の事業者と7つの市民団体が協定参加を希望し、9月3日に協定を締結した。これにより、10月以降札幌市内161店舗において有料化が実施された。また、平成21年1月13日には、さらに2事業者が加わり、平成21年4月1日までに実施店舗は171店舗となる見込みである。</p> <p>平成20年6月25日に策定した「環境首都・札幌」宣言の中の「さっぽろ地球環境憲章」の第2章に（省資源・循環型社会）と位置づけ、「さっぽろエコ市民26の誓い」の中でマイバッグの使用等を謳っている。</p> <p>燃やせないごみは現行の週1回収集から4週に1回の収集とし、他の週に雑がみ収集などを行う予定であり、これに伴う収集体制も現在検討中である。</p>	<p>引き続き、4Rの推進に努めるほか、レジ袋削減については、協定の拡大を目指し、今後はドラッグストア、ホームセンターなど、呼びかけを行う対象事業者を拡大する。また、引き続きイベントにおけるオリジナルマイバッグ作りや、全国の政令指定都市、東京23区等と共同で取り組んでいる「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を通じてマイバッグの普及啓発に取り組む。</p> <p>「環境首都・札幌」宣言を推進していくことにより、省資源・循環型他社会の形成を推進していく。</p> <p>市民に対しては、排出日が分かり易いよう、新たにごみ収集日カレンダーを作成して各戸配布する予定である。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p> <p>環境局環境都市推進部推進課</p> <p>環境局環境事業部業務課</p>
<p>提言2 生ごみ減量化の取組みを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの発生抑制（排出抑制）の啓蒙・啓発 グリーンコンシューマーの育成（必要なものを必要な分だけ購入、バラ売りやはかり売りの利用等） エコクッキング情報の提供（作りすぎない、使い切る、冷蔵庫管理、賞味期限チェック、食べ残さない、地産地消、旬のもの等） 水切りの励行・習慣化 食育の推進 ・生ごみの家庭内循環支援事業の継続 電動生ごみ処理機、ダンボール箱セット、密閉式容器セット、コンポスター購入への助成 ・生ごみ地域循環モデル支援事業の継続 町内会、自治会、市民団体等の活動資金支援 ・中規模の「生ごみ特区」を設け、生ごみの分別 ・戸別収集・堆肥化の試験の実施の規模拡大 ・生ごみ堆肥の大型利用先（農場、造園会社、植木屋）の発掘 ・生ごみ堆肥を楽しみながら利用・活用できる場所の提供と利用促進の日の設定 ・生ごみ減量講座への講師派遣事業の継続 	<p>1 生ごみの発生抑制については、出前講座やイベント等の場を活用して普及啓発を行っている。また、平成3年度より毎年発行している啓発冊子「さっぽろGOMIマガジン」にて、生ごみを含め、発生抑制の重要性や手法などを、実践に結びつくように具体的アイデアで紹介した。</p> <p>2 生ごみの水切りの重要性については、前述の「さっぽろGOMIマガジン」のほか、平成17年度より発行している生ごみハンドブック「はじめよう！生ごみリサイクル」でも言及している。</p> <p>3 生ごみの減量・資源化を促進するため、様々な住環境の市民が生ごみの堆肥化・減量化に取り組めるよう、3種類の生ごみ堆肥化機器・機材の購入助成を実施している。</p> <p>(1)電動等生ごみ処理機器購入助成 電動生ごみ処理機を購入した市民に対し、税抜価格の半額、20,000円までを助成（平成17年度開始、平成20年度は200人募集）</p> <p>(2)コンポスター等生ごみ処理器機購入助成 コンポスターを購入した市民に対し、税抜価格2,000円までを助成（平成18年度開始、平成20年度は500人募集）</p> <p>(3)ダンボール箱・密閉式容器生ごみ堆肥化セット購入助成 市内の環境、福祉団体等に提供場所を設け、ダンボール箱生ごみ堆肥化セットは200円、密閉式容器生ごみ堆肥化セットは500円で市民に提供する（前年度購入していない世帯は2個購入可能、平成17年度より開始、平成20年度は各1,500個提供）。</p>	<p>電動生ごみ処理機購入助成をはじめとする生ごみの減量・資源化にかかる各種支援の拡大を検討する。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>

第5次環境保全協議会からの提言への取組み

提 言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>4 生ごみ堆肥の活用先がない世帯でも、生ごみの堆肥化に取り組めるよう、電動生ごみ処理機及びダンボール箱方式で堆肥化された生ごみ堆肥を、市内の福祉施設、清掃事務所に設けられた回収拠点にて回収する（平成19年度より開始、18か所）</p> <p>5 生ごみの減量・資源化を促進するため、集団で生ごみの減量・資源化に取り組める2種類の制度を実施している。</p> <p>(1)生ごみ地域内循環活動支援事業 市民団体・グループが行う、家庭から排出される生ごみを堆肥化し、それを有効に活用する活動に対し、100,000円を上限として助成金を交付する（平成17年度開始、平成20年度は20団体募集）。</p> <p>(2)リサイクル・パートナーシップモデル事業 町内会等の地域グループによって自主的に集められた生ごみを市が週1回収し、堆肥化する（平成20年度開始、15グループ、500世帯募集）。</p> <p>6 生ごみの減量・資源化を促進するため、生ごみの堆肥化に関する学習会を開催したり、市民団体・グループが開催するのを支援している。</p> <p>(1)生ごみ減量・リサイクル講師派遣 町内会・学校などの団体が開催する10人以上の学習会に対し、生ごみの堆肥化（ダンボール箱、密閉式容器方式）の講師を派遣する（平成17年度開始、平成20年度は30団体募集）。</p> <p>(2)生ごみリーダー養成講座 生ごみ堆肥化の普及にかかる地域アドバイザーとなる「生ごみリーダー」の養成のため、生ごみ堆肥化の経験者を対象に「生ごみリーダー養成講座を開催する（平成18年度開始、平成20年度は15人募集）。</p>		
<p>提言3 市街地の緑をふやす ・市街地において500～1000㎡の宅地も緑化の対象とするよう、条例を改正する ・都心において積極的に緑化を進める「都心市街地」を設定する ・学校敷地、公園、公共施設などの公共用地において樹木（特に高木）の保全・植栽を促進する</p>	<p>「札幌市緑の保全と創出に関する条例」における現状変更行為の規模要件について、今のところ1000㎡以上を対象に取組みを継続している。 なお、都心部については主に工業・商業を中心とした地域の「業務系市街地」に指定している。 また、公共用地における樹木の保全・植栽を促進する事業については、公園造成時や市民植樹祭での植樹のほか、「木立ちを感じる街づくり事業」として、街路樹の補植、緑の協定での苗木の配布、学校緑化などに取り組んでいる。</p>	<p>「札幌市緑の保全と創出に関する条例」における効果などについて検証を進めながら、本条例の内容について検討を進めていく。 また、樹木の保全・植栽を促進する取組みについては、「木立ちを感じる街づくり事業」などで継続する。</p>	<p>環境局みどりの推進部 みどりの推進課</p>
<p>提言4 公共交通利用促進への政策転換 ・都心部における移動手段の確保のために、路面電車、循環バスを拡充する</p>	<p>少子・高齢化の進展する将来においても、都心の魅力と活力を維持・向上していくためには、歩くことを基本としながら商業地などの面的な広がりも考慮し、交通手段を補助的に組み合わせ回遊性を向上することが重要と考えている。 都心内循環バスについては、「都心内100円バス」が運行されており、都心部の回遊を支える公共交通機関として多くの市民に利用されている。 また、札幌駅前通や創成川通の再整備、創世1.1区をはじめとする集客交流拠点の開発動向等を踏まえ、まちづくりと一体となった都心部での路面電車導入について検討を進めている。</p>	<p>都心部での路面電車の導入については、JR・地下鉄等他の交通機関との連携、自動車交通への影響、費用対効果等について、さらに検討を進め、事業実現の可能性や実施内容等を検証し、その結果を平成21年度までに、事業化を判断するために必要な基本計画（案）としてまとめる予定である。</p>	<p>市民まちづくり局総合 交通計画部交通企画課、 都心まちづくり推進室 都心交通担当課</p>

第5次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
・郊外地下鉄駅周辺の公共交通手段を充実させるため、バス優先の仕組みづくり、コミュニティバスの検討を行う	現在、利用者の減少、近年の燃料費の高騰から、バス事業者の経営は非常に厳しい状況に置かれている。現在、公共交通手段の確保・充実のために、バス路線維持方針の改善の検討を行っている。	これまで行ってきた施策を実施するとともに、現状のバス事業者の経営状態を勘案し、公共交通手段の確保・充実のため、現在検討している新たな維持方針を実施する。	市民まちづくり局総合交通計画部バス交通担当課
・マイカー利用削減手段としてのカーシェアリングを推進する	既存パークアンドライド駐車場の利用実態等を踏まえた、新たな基本計画を策定する予定であり、その中でカーシェアリングとの連携についても整理していきたいと考えている。	パークアンドライド駐車場の整備目的は、公共交通の利用促進と自動車の都心流入抑制であり、特にバス交通利用を促進する観点から基本計画を策定することが重要となっている。カーシェアリングとの連携についても、同様の観点から整理することが求められる。	市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心交通担当課
提言5 地域特性を踏まえた省エネルギーの取組みを進める ・住宅の省エネ促進施策として、札幌型の超省エネルギー住宅のモデル住宅を作り、中古住宅への応用も含めて実現化へ向けた研究開発を行う	省エネルギー型住宅など環境共生型の住宅について、本市が直接研究開発する取組は実施していないが、北国の気候と風土に応じた環境性能等を備えた住宅の建築を促進する「北方型住宅」の取組（推進母体は北海道）について、本市でも情報提供を行っている。	札幌市の気候特性にふさわしい環境共生型住宅の普及は重要な課題と考えているが、これは本市のみならず積雪寒冷地共通の課題でもあることから、今後も北海道などと連携を図り、技術や事例等の効果的な情報提供に努めていきたいと考えている。	都市局市街地整備部住宅課
・ビル、公共施設での省エネについて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）及び政令・告示に対し、札幌市独自の判断基準を定めて、強力に推進する	省エネ法施行、環境マネジメントシステムの普及促進ならびにESCO事業など多様な施策を実施し、省エネ等を推進するほか、平成19年11月から、環境に配慮した建築物が増えることを目指して、「札幌市建築物環境配慮制度（CASBEE札幌）」を導入し、市内に建てられる一定規模以上の建築物の環境性能を建築主自ら格付けし、市がその結果を公表している。	引き続き環境マネジメントシステムや札幌市建築物環境配慮制度等の普及等を図る。また、市有建築物に関しては、同制度の届出義務要件を満たさない場合でも、届出を提出することを働きかけ、民間波及を促進していく。	環境局環境都市推進部環境マネジメント担当課
	平成15年度から、省エネ法に基づく「省エネルギー計画書」の受理と審査等が本市の事務となった。平成18年4月から2000㎡以上の住宅も対象となり、年間200件程度が対象となっている。内容的には90%以上が法律の基準をクリアしている。	平成21年4月の省エネ法改正に基づき、平成22年4月から300㎡以上の建築物も対象となる予定。今後開催される講習会等に参加し、基準内容等を把握していく。	都市局建築指導部建築確認課

第5次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>・排雪輸送エネルギーを削減するため、原位置での雪処理の施策（下水道を利用した流雪溝および調整池の設置）をモデル地区を設定するなどして推進する</p>	<p>現在までに実施中の取組みはありません。</p>	<p>下水道では、「雪対策基本計画」に基づき、環境に配慮した雪対策施設である流雪溝や融雪槽などの整備を進めるとともに、地域の雪は地域で処理することを目的に、公園などのオープンスペースに雪を一時堆積し、近接した既設下水道幹線に投雪口を設置し、雪を徐々に融かしてゆく、地域密着型雪処理施設の整備を進めている。</p> <p>平成19年度末では、流雪溝(送水施設)が6施設、融雪槽が3施設、融雪管が2施設、下水道管投雪施設が3施設、地域密着型雪処理施設が3施設の併せて17施設が供用され、その年間計画融雪量は約235万m³に至っている。これは、全市における公共排雪量(約1,100万m³、過去10ヵ年平均値)の21.3%に及ぶもので、下水道による雪対策は本市の雪対策において重要な役割を担うものとなっている。</p> <p>なお、提案の下水道末端のオンサイト型雪処理施設については、下水量が少なく十分な熱エネルギーを得ることが出来ず、また、埋設されている下水管の直径が平均20～30cm程度の小口径であり、雪による詰まりが懸念されることから、実現性は難しいと考えている。</p>	<p>建設局下水道河川部下水道計画課</p>
	<p>本市では、平成5年度より環境に配慮した雪対策施設として、下水処理水や未処理下水などの未利用エネルギーを利用した「流雪溝」「融雪槽」などの整備を進めている。</p> <p>これまで、流雪溝は7箇所(河川水利用1箇所・下水処理水利用6箇所)、融雪槽などは11箇所を整備を終え、これによる処理能力は約237万[?]であり、公共排雪量(約1,100万[?]：H10～19の10ヵ年実績平均)の21.5%を処理している。</p> <p>一方、現在整備中の施設としては、22年度供用開始予定の新琴似北流雪溝(下水処理水利用)があり、また、今後の整備予定施設としては、25年度からの供用を予定している豊平川融雪管(豊平川雨水貯留管の冬期有効利用)がある。</p>	<p>ご提案の雪処理システムは、環境に配慮した雪処理方策の1つであると考えている。</p> <p>当該システムは、流雪溝のために利用した汚水の放流先が下水管本管となることから、投入された雪によって下水道本管の閉塞を来たさないよう、システム内で融雪させることが必要条件となるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、住宅地においては排水される汚水量が少ないため十分な熱エネルギーを得ることができず、システム内での雪処理は難しいものと考えられる。</p> <p>また、流雪溝の整備にあたっては、設置条件等を勘案するとともに、整備に膨大な費用(10～13億円/km)を必要とすることなどから、より公共性の高い道路に限って整備を検討してきたところである。</p> <p>したがって、ご提案の雪処理システムについては、現時点において実現性が低いものとする。</p>	<p>建設局管理部雪対策室計画課</p>

第5次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
提言6 市内の小中養護学校、高等学校に学校経営の仕組みとして環境マネジメントシステムの導入を図る ・教育委員会と環境局で学校ISOの認証制度の創設。	本市のISO14001の適用範囲に学校は含まれていないが、教育委員会の環境マネジメントシステムの取組として、学校における光熱水費の節減を奨励するほか、札幌市環境教育プログラムを策定し、環境教育にとどまらず、学校全体でリサイクルや省エネ等をはじめとする環境配慮を推進している。	教育委員会の環境マネジメントシステムの取組として、学校での環境配慮の取組は進んでおり、今後もその拡充により、学校における環境配慮の浸透に努めたい。また、学校給食フードリサイクルや植樹・花植え等の緑化事業等の直接体験の機会を増やして、環境教育の推進を図っていく。	環境局環境都市推進部 環境マネジメント担当課
・校長、教頭など学校運営管理者への環境マネジメント教育の実施。	教育センターで実施している新任管理職（校長・教頭）を対象とした研修において、学校経営プランを検討する研修を取り入れ、その中で、環境マネジメントの在り方も含めた協議を行っている。	教育センターで実施する新任管理職研修等において、環境マネジメントについて、より一層充実した研修となるよう、内容を検討していく。	教育委員会学校教育部 研修担当課
・教員採用試験の各科目での環境教育計画の作成試験導入と教員養成関連大学への教員養成課程での環境教育の要請。	これまでは、取り組んでいない。	教員採用試験については、今日の学校教育の現場において求められる教員の資質・能力を、限られた時間の中で適切に測定できるものとするべく、その内容に関して、不断の見直しを行っており、提言の内容についても、その中で検討していく。	教育委員会学校教育部 指導担当課
提言7 事業者へのISO14001、環境省エコアクション21、HES導入推進のためインセンティブ制度の創設 ・札幌市の入札資格ポイントへISO14001、EA21、HESの認証取得を反映する。	ISO認証取得については、入札制度（総合評価落札方式の評価項目）の中に取り入れている。また、平成21・22年度競争入札参加資格者の登録（工事）においても、主観点の加算対象とした。	現在、実施している制度については、今後も、契約における競争性、透明性及び公平性の確保や品質確保を十分に踏まえつつ、継続していく。	財政局管財部契約管理課
・札幌市グリーン購入ガイドラインに事業者の選定にあたって認証取得を配慮することを反映する。	本市のグリーン購入ガイドラインでは、物品の調達にあたって、環境保全の観点から考慮事項とするよう定め、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うこととしている。また、一部の工事の入札では、試行的にISO14001の取得状況を評価項目としている。	グリーン購入ガイドラインに「事業者の選定にあたって認証取得を配慮することを反映する制度」について、現在、北海道は導入しており、本市の物品調達等への導入に関しては、北海道等の事例を参考に検討します。	環境局環境都市推進部 環境マネジメント担当課
・認証取得後、事業者に補助金（5～10万円）を支給する制度を創設する。	これまでに、認証取得後の事業者への補助金制度は実施していない。	事業者の環境配慮行動は多様化し、環境マネジメントシステムの構築以外の様々な手法を通じて、自ら進んで環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつあるため、平成20年7月に創設した「さっぽろエコメンバー登録制度」を新機軸とし、環境配慮型事業者への効果的な支援方法を検討する。	環境局環境都市推進部 環境マネジメント担当課
提言8 現在実施されている市民向け環境教育・啓発活動の効率的、効果的な推進 ・環境局を中心とし、各部局から区役所、まちづくりセンターまで役割分担を決定したプロジェクト体制を確立することが必要です。 ・進捗管理には札幌市のISO14001環境マネジメントシステムの中で実施することを提案します	環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局間の連絡調整や施策の推進に係る必要事項を行う「札幌市環境施策推進本部」を組織している。この推進本部は、本部長を環境局担当副市長が務め、区役所を含めた関係局長がメンバーとなっている。また、平成19年度に「札幌市環境教育基本方針」を改定し、家庭・学校・地域・職場などそれぞれの主体が札幌市と協働して環境教育に取り組める方策を検討している。札幌市環境教育基本方針推進委員会により、施策の進捗状況や効果などを評価、検証する体制を整え、実施している。	引き続き、庁内の連携をもって、効率的、効果的に施策を推進していくとともに、「札幌市環境教育基本方針」に基づいた取り組みを評価・検証し、改善を行っていく予定。	環境局環境都市推進部 推進課